第九条第一項の表市町村の項第八号1算式ウ中「0.780」を「0.758」に、「1.463」を「1.422」に、「0.976」を「0.948」に、「8.780」を「8.531」に、「5.854」を「5.687」に、「0.488」を「0.474」に、「2.927」を「2.844」に、「0.990」を「1.001」に改め、同号1算式エ中「0.792」を「0.789」に改め、同号1算式オ(1)中「0.183」を「0.185」に改め、同号1算式オ(2)中「0.223」を「0.212」に改め、同号1算式オ(3)中「0.155」を「0.152」に改め、同号1算式カ中「1.323」を「1.074」に、「0.892」を「0.772」に、「1.148」を「0.968」に、「3.429」を「2.507」に、「1.195」を「0.884」に、「1.073」を「0.829」に、「0.656」を「0.646」に、「20.673」を「25.373」に改め、同号2(3)中「認定こども園の状況について」を「認定こども園の機能部分に係る状況について」に、「簡易水道事業債許可額」というに」を「簡易水道事業債許可額（以下この表において「簡易水道事業債の額」という。）に」に、「平成二十七年度簡易水道事業債許可額」を「平成二十七年度簡易水道事業債の額（平成二十七年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成二十六年度簡易水道事業債許可額」を「平成二十六年度簡易水道事業債の額（平成二十六年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成二十五年度簡易水道事業債許可額」を「平成二十五年度簡易水道事業債の額（平成二十五年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成二十四年度簡易水道事業債許可額」を「平成二十四年度簡易水道事業債の額（平成二十四年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成二十三年度簡易水道事業債許可額」を「平成二十三年度簡易水道事業債の額（平成二十三年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成二十二年度簡易水道事業債許可額」を「平成二十二年度簡易水道事業債の額（平成二十二年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成二十一年度簡易水道事業債許可額」を「平成二十一年度簡易水道事業債の額（平成二十一年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成二十年度簡易水道事業債許可額」を「平成二十年度簡易水道事業債の額（平成二十年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十九年度簡易水道事業債許可額」を「平成十九年度簡易水道事業債の額（平成十九年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十八年度簡易水道事業債許可額」を「平成十八年度簡易水道事業債の額（平成十八年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十七年度簡易水道事業債許可額」を「平成十七年度簡易水道事業債の額（平成十七年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十六年度簡易水道事業債許可額」を「平成十六年度簡易水道事業債の額（平成十六年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十五年度簡易水道事業債許可額」を「平成十五年度簡易水道事業債の額（平成十五年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十四年度簡易水道事業債許可額」を「平成十四年度簡易水道事業債の額（平成十四年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十三年度簡易水道事業債許可額」を「平成十三年度簡易水道事業債の額（平成十三年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十二年度簡易水道事業債許可額」を「平成十二年度簡易水道事業債の額（平成十二年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十一年度簡易水道事業債許可額」を「平成十一年度簡易水道事業債の額（平成十一年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十年度簡易水道事業債許可額」を「平成十年度簡易水道事業債の額（平成十年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成九年度簡易水道事業債許可額」を「平成九年度簡易水道事業債の額（平成九年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成八年度簡易水道事業債許可額」を「平成八年度簡易水道事業債の額（平成八年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成七年度簡易水道事業債許可額」を「平成七年度簡易水道事業債の額（平成七年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成六年度簡易水道事業債許可額」を「平成六年度簡易水道事業債の額（平成六年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成五年度簡易水道事業債許可額」を「平成五年度簡易水道事業債の額（平成五年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成四年度簡易水道事業債許可額」を「平成四年度簡易水道事業債の額（平成四年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成三年度簡易水道事業債許可額」を「平成三年度簡易水道事業債の額（平成三年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成二年度簡易水道事業債許可額」を「平成二年度簡易水道事業債の額（平成二年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成元年度簡易水道事業債許可額」を「平成元年度簡易水道事業債の額（平成元年度に発行を許可された簡易水道事業債（元利償還金に係る一般会計からの繰入れを財源とするものを除く。）の額をいう。）に」に、「平成十三年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成十三年度以前に係る事業債」という。）のうち平成十三年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成十年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成十年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成十年度以前に係る事業債」という。）のうち平成十年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成十三年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成十三年度以前に係る事業債」という。）のうち平成十三年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成十四年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成十四年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成十四年度以前に係る事業債」という。）のうち平成十四年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成十五年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成十五年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成十五年度以前に係る事業債」という。）のうち平成十五年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成十六年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成十六年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成十六年度以前に係る事業債」という。）のうち平成十六年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成十七年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成十七年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成十七年度以前に係る事業債」という。）のうち平成十七年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成十八年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成十八年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成十八年度以前に係る事業債」という。）のうち平成十八年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成十九年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成十九年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成十九年度以前に係る事業債」という。）のうち平成十九年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十一年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十一年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十一年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十一年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十二年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十二年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十二年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十二年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十三年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十三年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十三年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十三年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十四年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十四年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十四年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十四年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十五年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十五年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十五年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十五年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十六年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十六年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十六年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十六年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十七年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十七年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十七年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十七年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十八年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十八年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十八年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十八年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成二十九年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成二十九年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成二十九年度以前に係る事業債」という。）のうち平成二十九年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十一年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十一年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十一年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十一年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十二年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十二年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十二年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十二年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十三年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十三年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十三年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十三年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十四年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十四年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十四年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十四年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十五年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十五年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十五年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十五年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十六年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十六年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十六年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十六年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十七年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十七年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十七年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十七年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十八年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十八年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十八年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十八年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成三十九年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成三十九年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成三十九年度以前に係る事業債」という。）のうち平成三十九年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十一年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十一年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十一年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十一年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十二年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十二年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十二年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十二年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十三年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十三年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十三年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十三年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十四年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十四年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十四年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十四年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十五年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十五年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十五年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十五年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十六年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十六年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十六年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十六年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十七年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十七年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十七年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十七年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十八年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十八年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十八年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十八年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成四十九年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成四十九年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成四十九年度以前に係る事業債」という。）のうち平成四十九年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十一年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十一年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十一年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十一年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十二年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十二年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十二年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十二年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十三年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十三年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十三年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十三年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十四年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十四年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十四年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十四年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十五年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十五年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十五年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十五年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十六年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十六年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十六年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十六年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十七年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十七年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十七年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十七年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十八年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十八年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十八年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十八年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成五十九年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成五十九年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成五十九年度以前に係る事業債」という。）のうち平成五十九年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十一年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十一年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十一年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十一年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十二年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十二年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十二年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十二年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十三年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十三年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十三年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十三年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十四年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十四年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十四年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十四年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十五年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十五年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十五年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十五年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十六年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十六年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十六年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十六年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十七年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十七年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十七年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十七年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十八年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十八年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十八年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十八年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成六十九年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成六十九年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成六十九年度以前に係る事業債」という。）のうち平成六十九年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十一年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十一年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十一年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十一年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十二年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十二年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十二年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十二年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十三年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十三年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十三年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十三年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十四年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十四年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十四年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十四年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十五年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十五年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十五年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十五年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十六年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十六年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十六年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十六年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十七年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十七年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十七年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十七年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十八年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十八年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十八年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十八年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成七十九年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成七十九年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成七十九年度以前に係る事業債」という。）のうち平成七十九年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十一年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十一年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十一年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十一年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十二年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十二年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十二年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十二年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十三年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十三年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十三年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十三年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十四年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十四年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十四年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十四年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十五年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十五年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十五年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十五年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十六年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十六年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十六年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十六年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十七年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十七年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十七年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十七年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十八年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十八年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十八年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十八年度以前から継続して市町村立等病院事業に係る事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては、医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に係る額に限る。）の額に」に、「平成八十九年度以前簡易水道事業債許可額」を「平成八十九年度以前に基本設計等に着手した事業債（以下この号において「平成八十九年度以前に係る事業債」という。）のうち平成八十九年度以前から